

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成29年4月1日 17時00分ごろ
発生場所	福井県美浜町早瀬漁港北方沖 早瀬港防波堤灯台から真方位352° 5.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 42.6′ 東経135° 53.6′）
事故の概要	遊漁船第三宝生丸は、北北西進中、釣り客1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年5月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第三宝生丸、9.7トン FK2-2157（漁船登録番号）、有限会社美浜釣舟センター 11.99m（Lr）×3.47m×1.28m、FRP ディーゼル機関、450kW、昭和63年7月25日 第251-13172号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年11月27日 免許証交付日 平成27年3月30日 （平成32年11月26日まで有効） 釣り客A 男性 54歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客6人を乗せ、平成29年4月1日16時00分ごろ、美浜町久々子湖の係留地を出発し、釣りの目的で、早瀬漁港北方沖の釣り場に向かった。 船長は、防波堤を通過して美浜湾に出たところで、波高約1.0～1.5mの波浪を認め、釣り場までの航程で船体が動揺するものと思い、操舵室後方の船尾方を向いているスピーカーで、釣り客に対して船内に入るようアナウンスしたところ、後部甲板にいた2人の釣り客が後部客室に入ったものの、前部甲板に座っていた釣り客A及び釣り

	<p>客 1 人並びに船首部の長椅子に腰を掛けていた釣り客 2 人が移動しなかったが、そのまま続航した。</p> <p>船長は、操舵室右舷側の椅子に腰を掛け、約 7 ノット (kn) の速力 (対地速力、以下同じ。) で、北寄りの波浪を左舷船首方から受けて北北東進し、早瀬漁港から約 3 M 沖に至ったところで、釣り場に向けて針路を北北西に変え、右舷船首方から波を受けて手動操舵で航行した。</p> <p>釣り客 A は、前部甲板の左舷側で中腰になり、前部客室周りのハンドレールをつかみ、船首方を見ながら座っていたところ、前部甲板に置いていた釣り道具箱が動揺で移動し、ふたの留め具をかけていなかったことに気付き、かけようとしてハンドレールから手を放して立ち上がったところ、17 時 00 分ごろ、船体が波高約 2 m の高波を受けて身体が持ち上げられ、宙に浮いたあと落下し、揚錨機台座付近の甲板に臀部を打って倒れた。</p> <p>船長は、釣り客 A が倒れたのを見て同人の近くにいた釣り客に、釣り客 A の状態を聞いたところ、大丈夫との返事があり、すでに釣り場付近の海域であったので、しばらく航行して投錨したのち、頭部を船尾方に向け、右舷側を向いて横になっている釣り客 A の様子を見たところ、痛がって立ち上がることができなかつたので、揚錨して係留地に戻った。</p> <p>釣り客 A は、救急車で病院に搬送され、後日地元の病院に転院し、左寛骨臼骨折と診断され、約 3 か月間入院した。</p> <p>(付図 1 事故発生経過概略図、写真 1 本船、写真 2 前部甲板参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、防波堤から釣り場までの間、全速力前進の約 1.5 kn の速力で直航していた。</p> <p>釣り客 A 及び前部甲板にいた釣り客は、船長のアナウンスが聞こえなかった。</p> <p>船長は、防波堤を通過して波高約 1.0 ~ 1.5 m の波浪を認めた際、正船首方から波を受けない針路で、いつもより減速して走れば、船体動揺が軽減できるものと思い、前部甲板にいた釣り客を客室に避難させなかった。</p> <p>釣り客 A は、約 10 年前から遊漁船で釣りをを行うようになり、本船での釣りの経験が約 10 回あった。</p> <p>釣り客 A は、波が高いときに立ち上がって移動することは危険であると感じていたが、直前に船底をたたくような衝撃がなかつたので、気になっていた釣り道具箱の留め具をかけようとして立ち上がった。</p> <p>本船は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく本船の業務規程に、釣り客の安全確保のため周知すべき事項として、航行中はむやみに立ち歩かないことが記載されており、その旨書かれたラベルを後部</p>

	<p>客室入口に掲示していた。</p> <p>本事故当時、付近海域に波浪等の海上警報は発令されていなかった。</p> <p>船長及び釣り客全員は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、早瀬漁港北方沖において、釣り場に向けて北北西進中、釣り客Aが、ハンドレールから手を放して立ち上がった際、波高約2mの波を受けて船体が縦揺れしたことから、身体が持ち上げられて落下し、臀部を甲板に打って負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、波高約1.0～1.5mの波浪を認めた際、正船首方から波を受けない針路で、いつもより減速して走れば、船体動揺が軽減できるものと思ひ、前部甲板にいた釣り客を客室に避難させなかったものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、船長のアナウンスが聞こえなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、早瀬漁港北方沖において、釣り場に向けて北北西進中、釣り客Aが、ハンドレールから手を放して立ち上がった際、波高約2mの波を受けて船体が縦揺れしたため、身体が持ち上げられて落下し、臀部を甲板に打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長は、本事故後、業務規程の安全確保のため周知すべき事項として「航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること」を追記するとともに、船長のアナウンスが聞こえるよう操舵室前方にスピーカーを設置し、動揺が予想されるときには、必ず釣り客を客室に避難させることにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船の船長は、船体動揺が予想される場合、釣り客を客室に避難させること。</li> <li>・釣り客は、船長の指示に従うとともに、動揺がある際には客室で着席して待機すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

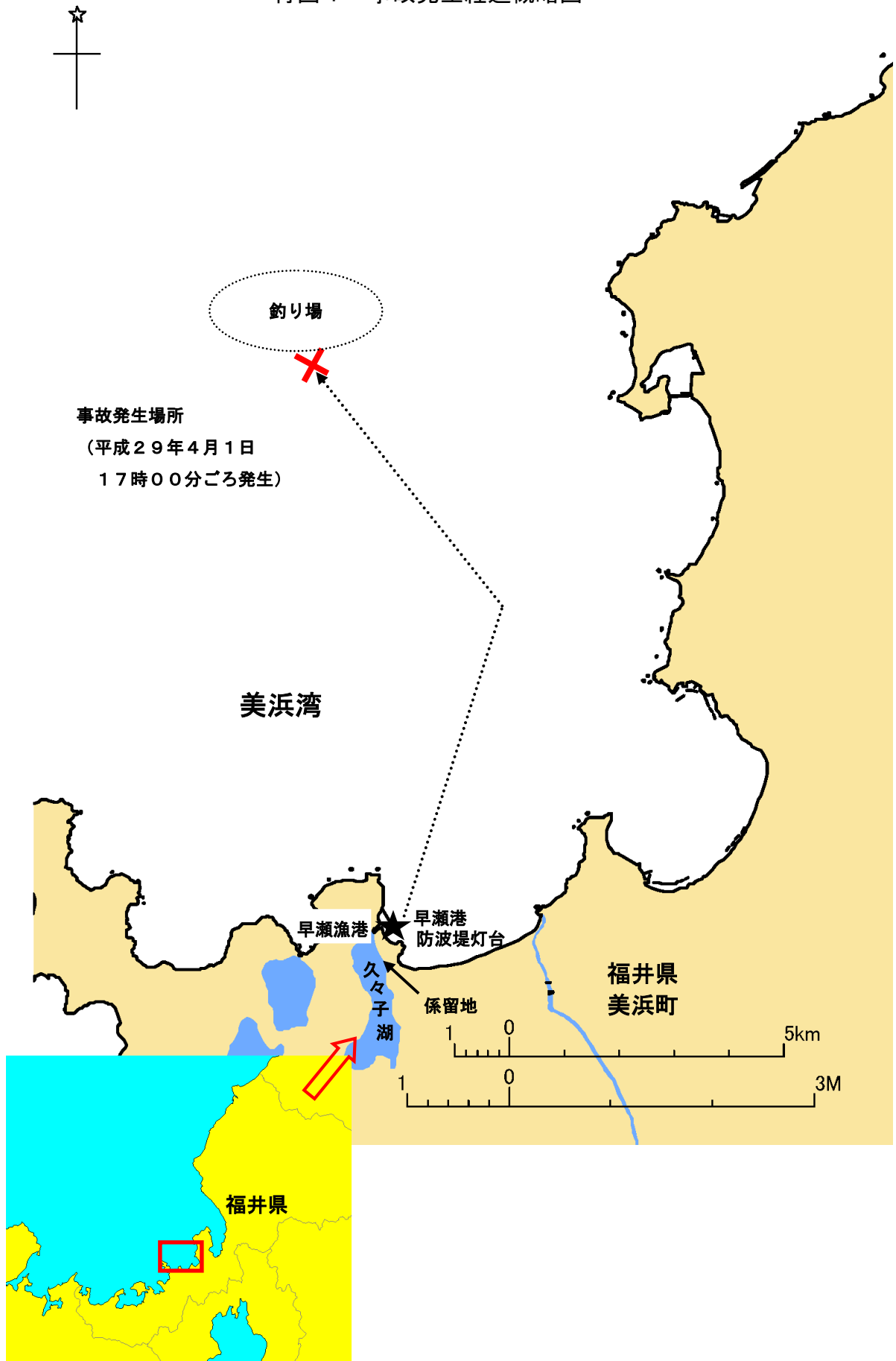


写真1 本船



写真2 前部甲板

